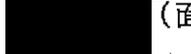
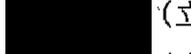


首席	企画総括	担当総括	看 査	副 看	担当官
					

乙第36号証

## 面接記録書

面接日時	平成29年1月29日(日) 9時16分から9時29分まで
面接場所	収容区G単独2号室
面接者	処遇部門処遇第一班 入国警備官 警備士補  立会い) 処遇部門処遇第二班 入国警備官 警守長  (面接者) 処遇部門処遇第二班 入国警備官 警守長  (立会い) 処遇部門処遇第二班 入国警備官 警守長  (立会い)
被面接者	収容区G単独2号室 トルコ人  DENIZ (男, 1979年2月27日生)
件 名	平成29年1月29日に自損行為に及んだ理由について
要 旨	
当方) 深夜, 部屋の中で手首を傷つけたり, 首をつったりしたのはなぜか。	
先方) (頭を垂れ, 目をつぶったまま, 黙して語らず)	
当方) 話をしてくれないと, あなたが自損行為に及んだ理由がわからない。 不満などがあるのであれば, その理由を聞かせてもらいたい。	
先方) 死にたいから。	
当方) なぜ, 死にたいのか。	
先方) 昨年の5月に入所したときから, 勤務員に死にたいと伝えていた。	
当方) なぜ, 今日の深夜にやろうと思ったのか。	
先方) 理由はない。ずっと死にたいと思っていた。	
当方) 自損行為に及んだ方法を聞かせてもらいたい。手首を傷つけたのと, 首をつったのとではどちらが先か。	
先方) 首が痛いので, 後で話す。	
当方) 今, 話をしてもらいたい。	
先方) 夜間, 勤務員が自分の部屋を見回った後, 次の見回りが来る前に, 死	
備 考	被面接者は, 平成29年1月29日深夜, 収容区A単独1号室内において, 故意に両手首を傷つけた上, えい首したことから, 収容区G単独2号室に通常隔離したものであるが, 自損行為に及んだ理由を述べなかったことから, 事情聴取を実施したもの。

のうと思って持っていた眼鏡のレンズを取り外し、そのレンズで左手首を、次に、右手首をそれぞれ傷つけた。しかし、あまり切れなかったことから、天井にあるスプリンクラーに金具があることを見つけ、その金具にシーツを巻き付けて、死のうと思って首をつった。気が付いたら、自分が床に倒れており、床から天井を見上げたら、天井に穴が空いており、シーツを巻き付けられる鉄骨があったので、その穴からシーツを通して、鉄骨に巻き付け、自分の首にもっていき、再度、死のうと思って首をつった。

その後、気が付いたら、たくさんの勤務員が私を囲んでいた。

当方) 殴ったりして、天井を壊してはいないか。

先方) 天井を殴ったりはしていない。シーツを巻き付けただけである。

当方) 入管のルールでも決まっているが、人としても首をつる行為は絶対にしてはいけない。あなただけの問題ではない。ほかの人も悲しませることになる。自分を傷つける行為はしてはいけないことは、分かったか。

先方) 分からない。

当方) もう一度言うが、自分を傷つける行為は絶対にしてはいけない。気持ちが落ちつかないときは、勤務員を呼んでほしい。いつでも話を聞く。

以 上